

農業近代化資金の対象事業一覧

施設名	細目
農舎	農舎、収納舎、作業舎
蚕室	蚕舎
畜舎	乳牛舎、和牛舎、豚舎、鶏舎等（イノシシも含む）
農産物乾燥施設	しいたけ（こんにゃく、球根等）乾燥施設
たい肥舎	たい肥舎、改良たい肥舎等
サイロ	サイロ
農作物育成管理用施設	農業用温室、ビニールハウス、水耕、砂耕、れき耕栽培施設、室内育苗施設等
たい肥盤	たい肥盤、鶏糞乾燥盤等
農業用貯留槽	貯水槽、肥料ため、尿ため等
果樹棚	果樹棚
牧さく	電気牧さく（電牧器さくを含む）、牧さく
農業用索道	農業用索道等
排水施設	排水用配管等
かん水施設	かんがい用、かん水用、散水用配管、農用井戸等
農産物集出荷施設	荷受施設、洗浄、選別、包装等の処理施設、計画的出荷の貯蔵、荷さばき施設等
農産物処理加工施設	缶詰、果汁、でん粉、漬物製造施設、製茶、選果、集乳、市乳処理、乳製品製造施設等
農産物貯蔵施設	農業倉庫、鶏卵（枝肉）貯蔵施設、冷蔵冷凍施設等
農産物販売施設	店舗、陳列台（棚）、冷蔵施設、スライサー包装機械
農業生産資材貯蔵施設	肥料貯蔵施設、飼料貯蔵施設等
農業生産資材製造施設	肥料製造施設、肥料配合施設、飼料配合施設等
農機具保管修理施設	農機具倉庫、農機具修理施設等
病害虫等防除施設	薬剤散布用配管、薬剤調整施設、野猪防除施設等 （あみ、かすみも対象 だだし新規のみ）
ふ卵育すう施設	ふ卵施設、育すう施設
きのこ栽培施設	しいたけ（マッシュルーム、エノキ）等栽培施設
家畜人工受精施設	
家畜診療施設	
原動機	原動機、ディーゼルエンジン、石油、ガソリンエンジン等
農用地改良造成用機具	ブルドーザー、レーキドーザー、トラクターショベル、トレンチャー、石礫除去機具等（共同利用資金のみ）
揚排水用機具	ポンプ、簡易揚水機等

施設名	細目
耕うん整地用機具 農作物育成管理用機具 肥料調整散布用機具 病害虫等防除用機具 収穫調整用機具 農産物処理加工用機具 畜産用機具 養蚕用機具 運搬用機具 生産、経営管理 情報処理用機具 ※施設、機械機具類は中古 品も対象とする。	耕うん機、耕作用トラクター、プラウ、砕土機、 ハローみぞさらい機、鎮圧機等 動力田植機、は種機、馬鈴しょ植付機、電勢育苗機、 スプリンクラー、培機、水田中耕除草機、モアー、 ピートシンナー、カルチベーター等 液肥（粒状、粉末肥料、石灰、堆肥）散布機、肥料調整機 スピード・スプレーヤー、動力（畜力、人力）噴霧器、 くん蒸用タブレットダスター、動力（人力）散粉機、ミスト機、 土じょう消毒機、カーバイト爆音機等 稲麦等刈取機、バインダー、コンバイン、ハーベスター脱穀機、 乾燥機、粃すり機、選果機等 農産物処理加工施設の項に掲げているもので、機械機具のみの 場合には本項に該当する。 動力草刈機、飼料調整機具（カッター、わら切機、 チョッパー等）、心卵機、育すう機、養鶏用ゲージ、搾乳機、 脂肪検定機等 飼育箱、回転まぶし等 トラック（冷蔵トラック、牛乳輸送車を含む） トレーラー、園内軌道等 電子計算機財務データ処理等
果樹及び永年性植物 オリーブ 茶 多年生草木 桑 花 木 （植栽に要する資金） （育成に要する資金）	かんきつ、りんご、ぶどう、なし、桃、桜桃、びわ、くり、梅、 かき、あんず、すもも、いちじく、くるみ、左記の植物等 ただし、（国版）認定農業者以外の担い手に対する貸付けにあって は、果樹、オリーブ、茶、多年性草木、桑または花木の植栽または 育成に要する資金に限る。 定植、樹園地整備（地ごしらえ、石垣積、波打、深耕、 抜根等）及び樹苗養成に要する経費（苗木、労賃、第1年目の 肥料代等）とする。 果樹等の育成期間中（果樹、オリーブ及び茶は植栽後7年、 その他は3年）必要とする肥料代、農薬代、小農具、雇用労賃、 その他生産用諸材料費等の直接的現金経費とし、自家労賃は 含まないものとする。※事業単価は別表3を参照

施設名	細目
乳牛その他の家畜の購入 又は育成に要する資金 (育成に要する資金)	乳、肥育牛、めん羊、豚、特用家畜 ただし、肥育牛の導入は、経営規模拡大又は肥育品種の向上に限る。 ※別表第3を参照
小土地改良	事業費が1,800万円(農地保全上必要とする耕地防風林の造成の場合は、知事が適当であると認めて承認した規模)以下の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する経費とする。 ただし、復旧資金は(国版)認定農業者に限る。 (対象事業) 障害物除去、起、整地、客土、床締め、土壌改良、暗きょ排水、区画整理、畦畔改良、用排水施設(畑地かんがい用の固定施設を含む)開田、開畑、牧道、牧草、藩種耕地防風林の造成に要する経費
長期運転資金	※③～⑧の資金使途については、(国版)認定農業者が農業経営改善計画の目標達成に必要な経費に限る。 ①農地について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金 ②農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのみ必要な資金(認定農業者以外の者に対する貸付にあっては、農機具及び運搬用機具に限る。) ③能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金 ④品種の転換を行うのに必要な資金 ⑤農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金 ⑥営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金 ⑦農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金 ⑧上記のほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金